備考：1　「占用の目的」の項には、占用を必要とする理由について記載する。(例：「防衛出動の命令に基づく工作物等の設置のため」、「防御施設構築措置の命令（引き続き防衛出動を命ぜられた場合を含む。）に基づく工作物等の設置のため」)

2　「占用の期間」の項には、占用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」又は「防御施設構築措置の命令が解除されるまでの間（引き続き防衛出動を命ぜられた場合にあつては、撤収を命ぜられるまでの間）」）を記載する。

3　「占用の場所」の項には、占用を行う公園の名称を記載する。(例：「　　市　　公園」、「　　町　　公園」等)

また、公園予定区域については、その所在地を記載する。(例：「　　町　　丁目　　番地　　号公園予定区域」等)

4　「工作物その他の物件又は施設の構造」の項には、公園に設置する工作物その他の物件又は施設の名称及びその構造（規格、寸法等）について記載する。(名称の例：「プレハブ」、「テント」等)

別表第三十一（第八十八条の十関係）

年　　月　　日

（警察署長）　殿

自衛隊の部隊等の長（官職・氏名）

自衛隊法による道路使用通知書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の16（道路交通法の特例）第１項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1　道路を使用する自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先

2　道路使用の目的

3　道路使用の場所又は区間

4　道路使用の期間

5　道路使用の方法又は形態

6　その他参考事項

備考：1　「道路使用の目的」の項には、道路の使用を必要とする理由について記載する。(例：「防衛出動の命令に基づく防御施設の構築のため」等)

2　「道路使用の場所又は区間」の項には、使用する路線及び区間を具体的に記載する。(例：「県道　　号線　　市　　丁目　　番地　　号から　　丁目　　番地　　号までの区間」等)

3　「道路使用の期間」の項には、使用を開始する日から終了する日までの期間（終了日があらかじめ決定している場合は、その日までの期間。決定していない場合には、「撤収を命ぜられるまでの間」)を記載する。

4　「道路使用の方法又は形態」の項には、使用の方法又は形態について具体的に記載する。(例：「障害物の設置」、「物資の集積」、「破損・欠損した道路の工事」等)

別表第十四中「別表第十四（第八十六条の七関係）」を「別表第二十（第八十六条の二十三関係）」に改め、同表を別表第二十とする。

別表第十三中「別表第十三（第八十六条の七関係）」を「別表第十九（第八十六条の二十三関係）」に改め、同表を別表第十九とする。

別表第十二の八中「別表第十二の八（第八十六条の六関係）」を「別表第十六の八（第八十六条の十五関係）」に改め、「自衛隊法」の次に「（昭和29年法律第165号）」を、「自衛隊法施行令」の次に「（昭和29年政令第179号）」を加え、同表を別表第十六の八とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第十七（第八十六条の十九関係）

文書番号

発簡年月日

（都道府県知事）　殿

〔防衛大臣 / 方面総監等〕　印

処　分　取　消　要　請　書

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第103条第１項本文 / 第103条第２項 / 第103条第３項 / 第103条第４項 / 第103条の２第１項 / 第103条の２第２項　の規定に基づく処分要請書(文書番号。発簡年月日）に係る処分について、次のとおり処分の取消しを要請する。

内　　容	
事　　由	
連　絡　先	
備　　考	

備考：用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

（裏　面）

注意事項

「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。

都道府県知事に対して処分の取消しを要請する場合としては、次の例が挙げられる。

1　処分の内容に変更があつた場合（物資の収用を除く。）

⑴　ある病院のＡ棟を管理するという内容を予定していたところ、これをＢ棟の管理に変更とするとした場合、Ａ棟に対して取消し、Ｂ棟について新たな処分となる。

⑵　医療に従事することを命ずる者として医師５人、看護師４人及び臨床検査技師１人を予定していたところ、実際には、医師２人のみが業務に従事することに変更とするとした場合、医師３人、看護師４人及び臨床検査技師１人について取消しとなる。

⑶　ある土地、家屋、物資について、終了の期日があらかじめ決定していない場合で、使用の開始から一定の期間後の特定した日までの間使用することを予定していたところ、実際には、特定した日より前の日までの使用に変更とするとした場合、期間を短縮するため、当該使用について一部取消しとなる。

2　処分の内容に変更があつた場合で、公用令書の交付と実際の収用との時間に差がある場合（物資の収用に限る。）

原則として物資の収用時に公用令書を交付するため、公用取消令書の交付は想定されないが、実際には交付と収用が同時に行われず、公用令書の交付後に当該物資の全部又は一部について収用する必要がなくなる場合が考えられる。この場合、所有者の保護の観点から、物資の収用に係る公用取消令書を交付する必要が生じることとなる。

なお、物資の収用により国が取得した物品については、物品管理法等の会計法令上の手続が適用され、余剰物品が生じたとしても返還等の措置を取り得ないことから、返還等の措置の前提となる公用取消令書は交付されない。